

年末調整業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年5月13日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎6階

旭川市総務部職員厚生課

電話 0166-25-5459

FAX 0166-24-7833

e-Mail syokuinkousei@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

年末調整業務委託

(2) 業務内容

別紙「年末調整業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年7月27日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において「情報処理業務」(3280)の入札参加資格を有し、本市が定める経営規模等審査基準において、格付等級がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 北海道内に本店又は支店、営業所等の拠点があること。

(6) 官公庁（公営企業、独立行政法人等を含む。）等の年末調整に係る業務委託の受注実績があること。

(7) 使用するクラウドサービスについて、ISMAPクラウドサービスリストに登録されていること、ISO/IEC27017の認証を受けたクラウドサービスであること、又はこれ

らに準じた情報セキュリティが確保されたクラウドサービスであること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

年末調整業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする

(1) 交付期間

令和8年5月13日（水）から令和8年6月2日（火）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

なお、機能証明書については、参加表明書と併せて提出される誓約書の受理後、別途交付する。

ホームページURL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d084024.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年6月2日（火）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参による。郵送の場合は、確認のため事前に電話連絡すること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

(3) 提案書の提出

(2)で提案書の提出を要請されたものは、次のとおり提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年6月17日（水）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参による。郵送の場合は、確認のため事前に電話連絡すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

年末調整業務委託プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領

等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。